

令和3年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

(1) 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

【収入・所得の目安】

世帯構成	年収基準額	年間所得基準額
3人世帯	約220万円	約137万円
4人世帯	約270万円	約172万円
5人世帯	約320万円	約207万円

(2) 保護者等が千葉県内に在住していること。

※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

(3) 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

2 支給額（高校生等1人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○6月までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7月以降に家計急変 → 年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3月までの月数

例) 7月家計急変、区分Aの場合 → $129,600 / 12 \times 8月 = 86,400円$

給付区分	支給額（年額）
①全日制・定時制（A）	129,600円
②全日制・定時制（B）	150,000円
③通信制・専攻科（C）	50,100円

※「A」、「B」は、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

3 申請方法

○ 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○ 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）に直接申請（郵送）してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 令和3年12月28日（火）まで随時受付します。

※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

<千葉県ホームページ>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 TEL 043-223-2162